

“みんなが分かる授業づくり”を目指して

—通常の学級で行う特別支援教育—

気付いていますか？

～通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒～

授業に集中することが難しい

一斉指示で行動することが難しい

机の周りが散らかっている

暗黙のルールを理解することが難しい

字の「読み」「書き」が難しい



小・中学校の通常の学級においては学習上または行動上の困難があり、教育上特別の支援を必要としている児童生徒が在籍しています。2013年の埼玉県の調査では、小・中学校の通常の学級には10.7%の割合で特別な支援を必要とする児童生徒が存在することが明らかになっています。

そこで、学習上の困難のある児童生徒も含め、児童生徒の一人一人の教育的ニーズにも対応する“みんなが分かる授業づくり”を行うことが必要になります。平成29年に改訂された小学校学習指導要領および中学校学習指導要領においても、障害のある、もしくはその可能性のある児童生徒に対する教育について、総則の記述が充実し、各教科等の解説においても新しく記述されました。

※本研修パッケージにおいて、“みんなが分かる授業づくり”は一人一人の教育的ニーズに応じた学級全体および個別の指導の工夫を行うことを指します。

この資料では“みんなが分かる授業づくり”を目指すにあたって知っておきたい考え方を紹介します。



①【困難さ】に対する【指導上の工夫の意図】と【手立て】

平成 29 年に改訂された小学校学習指導要領および中学校学習指導要領では、障害のある、もしくはその可能性のある児童生徒について、

【困難さ】に対する【指導上の工夫の意図】 + 【手立て】

の例が示されました。

【例：小学校 社会科（抜粋）】

地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。

【例：中学校 数学科（抜粋）】

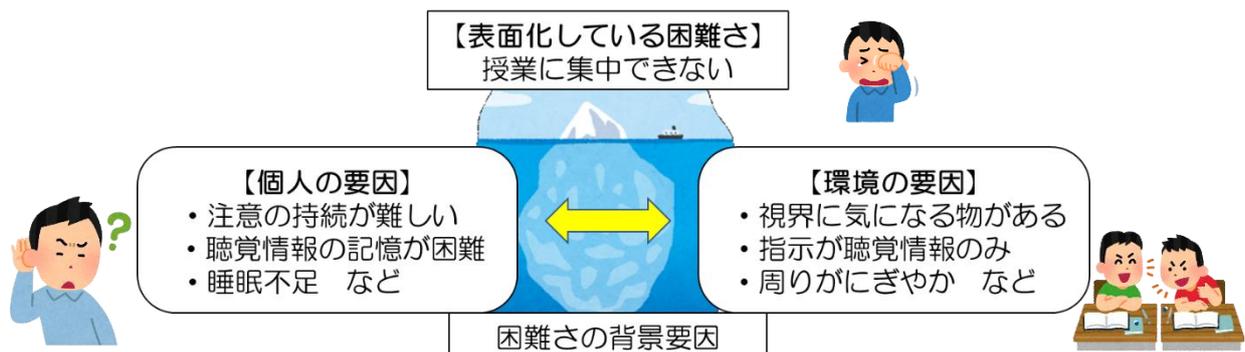
文章を読み取り、数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合、生徒が数量の関係をイメージできるように、生徒の経験に基づいた場面や興味のある題材を取り上げ、解決に必要な情報に注目できるよう印を付けさせたり、場면을図式化したりすることなどの工夫を行う。

学習指導要領解説に記されているものはあくまで一例です。実際に子どもたちがどのような困難さを抱えているのかに目を向け、その困難さの背景要因を踏まえたうえで、指導の意図を明確にした手立てを講じ、その結果を見直していくことがより充実した学びにつながります。

② “子どもの視点”で困っていることを考える

児童生徒の困難な状況に気付くには、子どもが教員の期待に対しそぐわない状態を示したとき、「できない子」、「やらない子」と判断する前に、子ども自身の困っているサインであるという意識を持つことが必要です。

また、困難さはその子自身と周囲の環境との相互作用によって生じます。その子が抱えている困難さを【個人の要因】と【環境の要因】の両面から考えてみましょう。例えば、授業に集中できないという困難さを抱えている児童の場合、【個人の要因】として「注意の持続が難しい」、「聴覚情報の記憶が難しい」、【環境の要因】として「視界に気になる物がある」、「教師の指示が口頭による聴覚情報のみ」等の背景要因が考えられます。



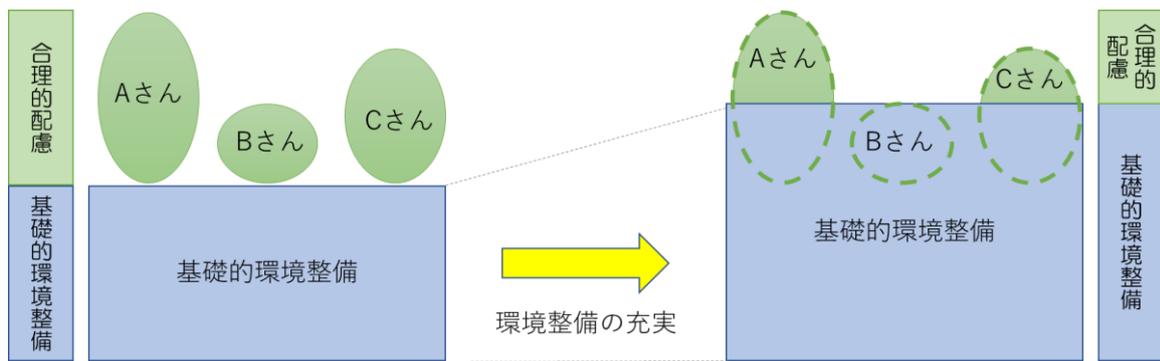
③合理的配慮と基礎的環境整備

環境の要因を考えるうえで、「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

と定義されています。また、合理的配慮の基礎として国、都道府県、市町村、学校等が行う環境整備のことを「基礎的環境整備」といいます。

基礎的環境整備として、学級全体への指導・支援の工夫を充実させることで、個別に行う合理的配慮を減らしていくことができます。



④指導の階層性

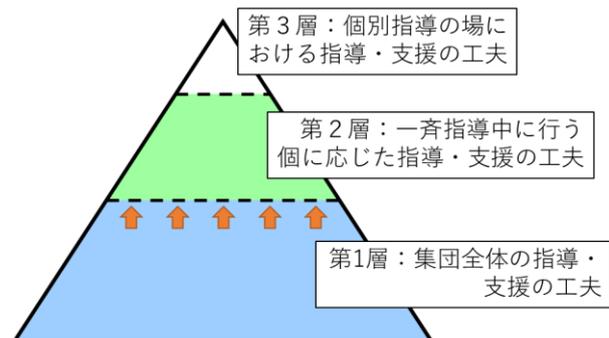
障害のある子どもを含めた“みんなが分かる授業づくり”を進めるにあたり、下図のような三層構造による指導・支援の考え方がよく用いられています。

第1層は、集団全体に対して分かりやすい授業を実施する基盤である教室環境や周囲の子どもの人的環境を整えるとともに、そこで行う集団全体に対する配慮です。

第2層は、第1層を基盤にして行う個の特性や学習上の困難の原因に応じた指導・支援を一斉指導中や机間指導中に個別に実施することです。

第3層は、放課後や休み時間に個別に行う指導や、支援を別の場で行うことです。

第1層の集団全体にとって有効な手立てを充実させることで、子どもにとって必要な個別の配慮が明確になり、また全ての子どもたちが学ぶことの意義や達成感を味わえる授業づくりにつながります。



田中（2017）をもとに作成

⑤一人一人を大切にしたい集団作り

必要な子どもに個に応じた支援や配慮を行うことは大切ですが、その支援や配慮が“みんなとは違う”こととして強調されてしまうと、特別な教育的ニーズのある児童生徒が疎外感や孤立感を抱くこともある点に注意する必要があります。

支援を必要としている子どもが当たり前支援を受けられるような“一人一人を大切にしたい集団作り”が大切です。そのための手立ての例を紹介します。

- お互いの得意・不得意を知り合い、認め合う活動などを通して「みんな違ってみんないい」という雰囲気づくりに努める
- 周囲や本人が気づきにくい、さりげない支援を行う
- 特定の児童生徒だけのためではなく、誰でも自分で必要だと感じたときに使える「ヒントカード」を用いる



⑥共生社会とインクルーシブ教育システム

2006年に障害者の権利に関する条約が国連で採択されて以降、障害のある人もない人も、地域で豊かな生活を送れるような「共生社会」の形成を目指した大きな流れが起こっています。その一環として、障害のある者とない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が求められています。

子どもの姿や行動を丁寧に見てくり返し指導の工夫を考え子ども理解を深めること、一人一人の先生方の良い実践を校内で共有することを積み重ねることで、全ての子どもたちが学ぶことの意義を実感できる環境が整い、一人一人の資質・能力を伸ばす“みんなが分かる授業づくり”につながると考えられます。



<参考文献>

- 中央教育審議会（2012）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）。
- 国立教育政策研究所 & 国立特別支援教育総合研究所（2020）生徒指導リーフ3S「発達障害と生徒指導 ～自尊感情への配慮～」。
- 文部科学省（2012）通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について。
- 文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説。
- 田中裕一（2017）学校における合理的配慮の基本的な考え方。田中裕一（監修）、全国特別支援学級設置学校長協会（編著）、小・中学校でできる「合理的配慮」のための授業アイデア集。東洋館出版社。